

平成 27 年 10 月 2 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

### 異動の必要性等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

不適切職員の異動の必要性について

2 質問の要旨

鎌議第 1254 号に於いて懲戒処分を受けた元労組委員長について、納税課から異動させないとしているが、そもそも私の質問の意図は「処分として、小原を異動させるべき」と考えているのではなく、納税課という特に機密情報に接し、市民の皆様と接する部署に於いて、メディアや市民の皆様、副議長会派たる日本共産党の懸念のあるマイナンバー導入を間近にそのような悪質かつ卑劣な不良職員がいることは、益々不安であることは、私自身も同様である。本件は、新聞にも載っており、更にはインターネット上でも拡散されている。

よって、倫理的、又市民の理解が得られる対応として、戒めの為でなく、本当にこれで納税課として良いのかを考えて、異動を検討してもらいたい。

市長として政治家として御判断頂きたい。如何か。

あわせて、平成 27 年 10 月 5 日時点で小原は、退職の意思があるか、直接確認して頂きたい。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

① (平成 27 年 10 月 7 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を検討している為)